

紙入札案件における同価によるくじ引き方法 (くじ番号の記入を求めない方式)

1つの案件で複数品目について品目毎に落札者を決定する入札など、入札書提出時にくじ番号の記入を求めない場合において、開札の結果、落札となるべき同価の入札者(以下、「くじ対象者」という。)が2者以上となった場合のくじ引きの方法(くじ番号の記入を求めない方式)は下記のとおりです。

1. 原則、開札結果(くじ引き前結果)を公表した翌開庁日10時から順次くじ引きを行います。「対象案件」、「実施日時」、「実施場所」等の詳細は入札情報サービスのお知らせ欄に掲載します。くじ対象者への個別の連絡は行いません。くじ対象者がくじ引きに参加しなかった場合は、市職員に委任したものとみなし、入札事務に関係のない市職員が代わりにくじ引きを行います。また、くじ引きに参加しなかったくじ対象者が複数の場合であっても、当該職員1名で代替りとなることとします。
2. くじ引きを行う順番を決定するため、くじ対象者は、入札書受付日時(その者の入札書封筒に印字されたタイムスタンプの日時※)が早い順に事前抽選を行います。事前抽選で出た数字の昇順が、くじ引きを行う順番となります。

※ 郵便又は信書便で入札書を提出された場合は、契約課に入札書が届いた時点で職員がタイムスタンプの印字を行います。

3. くじ引き対象者は2で決定した順番にくじを引く、くじ番号1番のものを落札候補者(第1順位)とします。
4. くじ番号2番のものを第2順位、くじ番号3番のものを第3順位とし、以下同様とします。